

第2章第5節 第2 排煙設備

第2 排煙設備

令第28条並びに規則第29条及び第30条の規定によるほか、次によること。

1 防煙区画

規則第30条第1号の規定によるほか、次によること。

- (1) 規則第30条第1号イに規定される防煙区画（以下この第2において「防煙区画」という。）は、一の階で2以上に区分し、2以上の階にわたらないこと。◇
- (2) 防煙区画は可能な限り単純な形状とすること。◇
- (3) 規則第30条第1号イに規定される防煙壁（以下この第2において「防煙壁」という。）は、耐火構造又は不燃材料（アルミニウム、ガラス等加熱により容易に変形又は破損するものを除く。）によるものとし、開口部には常時閉鎖式又は煙感知器の作動若しくは排煙機の起動と連動して閉鎖する特定防火設備を設けること。☆

2 排煙機

排煙機の排出口は、次によること。

- (1) 防火対象物の周囲の状況、気象条件等を考慮して、排出された煙が避難あるいは消火活動の妨げとならない位置に設けること。
- (2) 排出された煙が、給気風道の外気取り入れ口から流入しない位置に設けること。

3 給気機

- (1) 給気機の外気取り入れ口は、煙の再吸入を防止するために、防火対象物の低層階に設けること。
- (2) 規則第30条第6号ハに規定する「消火活動上必要な量の空気を供給することができる性能」は同号イに規定する排煙機の性能と同等以上の性能とすること。☆

4 起動装置

規則第30条第4号の規定によるほか、次によること。

(1) 手動起動装置

一の防煙区画内に複数の排煙機による排煙口を設ける場合においては、各々の排煙口に近接して手動起動装置を設け、当該手動起動装置を操作すると当該防煙区画内のすべての排煙口が起動されるようにすること。

(2) 自動起動装置

ア 防災センター等に起動等の制御及び作動状態の監視ができる装置を、次により設けること。

- (ア) 明瞭に判別でき、かつ、速やかに操作することができる位置に配置すること。
- (イ) 当該防火対象物の階、作動状態等を系統別に表示できること。

イ 防災センター等には、排煙口を明記した防煙区画図及び排煙設備操作説明書を備えること。

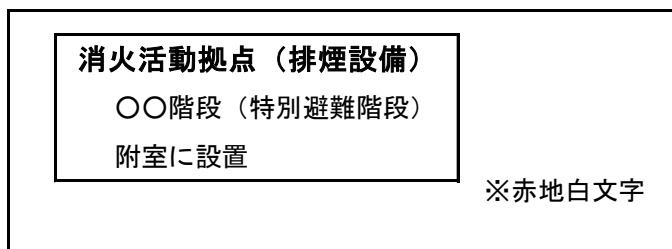
5 消火活動拠点 ◇

第2章第5節 第2 排煙設備

規則第30条第2号の規定によるほか、次によること。

- (1) 規則第30条第2号イに規定する「その他これらに類する場所」には、階段室及び避難階の屋外部分が含まれる。
- (2) 消火活動拠点、耐火構造の壁及び床並びに防火戸で区画し、天井及び壁の室内に面する部分は不燃材料とすること。
- (3) 消火活動拠点の区画された部分は、床面積10㎡以上であること。
- (4) 消火活動拠点の位置等
 - ア 消火活動拠点は、排煙設備を設ける防火対象物又はその部分の階ごとに、防火対象物又はその部分の各部分から一の消火活動拠点までの水平距離が、50m以下となるように設けること。
 - イ 連結送水管、非常コンセント設備又は無線通信補助設備が設置される防火対象物又はその部分にあっては、消火活動拠点内に、送水口、非常コンセント及び無線通信補助設備を設けること。
- (5) 規則第12条第1項第8号に規定する防災センター等（以下この第2において「防災センター等」という。）及び連結送水管の送水口に、消火活動拠点がある旨、消火活動拠点の設置位置等を明示すること。

《表示例》



- (6) 規則第30条第1号イただし書の規定により排煙口を設けない場合は、前（1）から（5）までによるほか、次によること。
 - ア 煙を排除するための給気による加圧は、消火活動拠点、消火活動拠点に通ずる廊下、その他の部分の順で圧力が低くなるようにすること。
 - イ 消火活動拠点及びこれに通ずる廊下の扉の開閉困難等の障害を防止するため、余剰空気を排出する措置を講じること。
 - ウ 消火活動拠点への給気量は、当該部分に面する扉、エレベーターシャフト等の隙間から漏れる量等を含めて算定すること。

6 建築基準法令に基づき設置される排煙設備

建築基準法令に基づく排煙設備が設置されている部分について、当該排煙設備が令第28条並びに規則第30条及びこの基準の規定に適合する場合は、消防法令に基づく排煙設備が設置されている部分として取り扱うものとする。

7 非常電源、配線等

第2章第5節 第2 排煙設備

第2節第4 屋内消火栓設備9の規定を準用すること。

8 特例適用の運用基準

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、令第32条の規定を適用し、排煙口を設けないことができる。
 - ア 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、次のすべてに適合している場合
 - (ア) 耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖式の防火設備で区画されていること。
 - (イ) 区画内の壁及び天井の室内に面する部分は、仕上りを準不燃材料としたものであること。
 - (ウ) 区画された部分の床面積が50㎡以下のものであること。ただし、廊下にあつては15㎡以下のものに限る。
 - イ 浴室、便所その他これらに類する場所
 - ウ 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖式の防火設備で区画された部分で、エレベーターの機械室又は機械換気設備の機械室その他これらに類する室の用途に供されるものであること。
 - エ 階段の部分
 - オ エレベーターの昇降路、リネンシュート、配管スペース、ダクトスペース、風除室その他これらに類する部分
 - カ 建築基準法令に基づく排煙設備（前6の規定に適合するものを除く。）が設置されている部分
- (2) 「排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成21年総務省令第88号）及び「加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成21年消防庁告示第16号）の全部又は一部に適合しない加圧防排煙設備について、当該防火安全性能が排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等である加圧防排煙設備と同等であることが確認されれば、令第32条の規定を適用し当該設備を設置することができる。